

## ○練馬区介護保険条例施行規則

平成 12 年 3 月 31 日  
規則第 93 号

注 平成 17 年 3 月から改正経過を注記した。

## 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 介護認定審査会(第 2 条—第 5 条)
- 第 3 章 介護保険運営協議会(第 6 条—第 8 条)
- 第 3 章の 2 地域包括支援センター運営協議会(第 8 条の 2—第 8 条の 4)
- 第 3 章の 3 地域密着型サービス運営委員会(第 8 条の 5—第 8 条の 7)
- 第 4 章 被保険者資格(第 9 条・第 10 条)
- 第 5 章 要介護認定・要支援認定(第 11 条・第 12 条)
- 第 6 章 保険給付(第 13 条・第 14 条)
- 第 7 章 保険料(第 15 条—第 21 条)
- 第 8 章 委任(第 22 条)

## 付則

## 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、練馬区介護保険条例(平成 12 年 3 月練馬区条例第 28 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 章 介護認定審査会

(合議体の設置数)

第 2 条 介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。)第 9 条第 1 項の合議体の数は、40 とする。

(合議体の委員の定数等)

第 3 条 令第 9 条第 3 項の合議体を構成する委員の定数は、4 人とする。

- 2 委員は、2 以上の合議体に所属することができる。

(平 19 規則 29・一部改正)

(合議体の招集)

第 4 条 合議体は、練馬区介護認定審査会(以下「審査会」という。)の会長が招集する。

(介護保険法以外の審査判定業務)

第 5 条 審査会は、つぎの各号に掲げる者に係る審査および判定の業務を行うことができる。

- (1) 40 歳以上 65 歳未満の生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に定める被保護者で、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 7 条第 26 項に規定する医療保険加入者に該当しないもの
- (2) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 10 条の 4 第 1 項または同法第 11 条第 1 項第 2 号の措置を採る者

## 第 3 章 介護保険運営協議会

(介護保険運営協議会の構成)

第 6 条 条例第 7 条に規定する練馬区介護保険運営協議会(以下この章において「協議会」という。)の構成は、つぎのとおりとする。

- (1) 被保険者 6 人以内
- (2) 医療保険者の職員 1 人以内
- (3) 医療従事者 1 人以内
- (4) 福祉関係団体の職員または従事者 4 人以内
- (5) 介護サービス事業者の職員 6 人以内
- (6) 学識経験者 2 人以内

(平 18 規則 80・一部改正)

(会長)

第 7 条 協議会に会長を置き、学識経験者の委員のうちから、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 8 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 18 規則 80・一部改正)

### 第 3 章の 2 地域包括支援センター運営協議会

(平 18 規則 80・追加)

(地域包括支援センター運営協議会の構成)

第 8 条の 2 条例第 9 条の 6に規定する練馬区地域包括支援センター運営協議会(以下この章において「協議会」という。)の構成は、つぎのとおりとする。

- (1) 被保険者 6 人以内
- (2) 居宅サービス等の利用者等 1 人以内
- (3) 医療従事者 1 人以内
- (4) 保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者 6 人以内
- (5) 指定居宅サービス事業者等の職員 4 人以内
- (6) 学識経験者 2 人以内

(平 18 規則 80・追加)

(委員長)

第 8 条の 3 協議会に委員長を置き、学識経験者の委員のうちから、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(平 18 規則 80・追加)

(会議)

第 8 条の 4 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 18 規則 80・追加)

### 第 3 章の 3 地域密着型サービス運営委員会

(平 18 規則 80・追加)

(地域密着型サービス運営委員会の構成)

第 8 条の 5 条例第 9 条の 10に規定する練馬区地域密着型サービス運営委員会(以下「委員会」という。)の構成は、つぎのとおりとする。

- (1) 被保険者 6 人以内
- (2) 居宅サービス等の利用者等 1 人以内
- (3) 医療従事者 1 人以内
- (4) 保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者 6 人以内
- (5) 指定居宅サービス事業者等の職員 4 人以内
- (6) 学識経験者 2 人以内

(平 18 規則 80・追加)

(委員長)

第 8 条の 6 委員会に委員長を置き、学識経験者の委員のうちから、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(平 18 規則 80・追加)

(会議)

第 8 条の 7 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 18 規則 80・追加)

#### 第 4 章 被保険者資格

(資格取得の届出)

第 9 条 被保険者資格に係るつぎの各号に掲げる届書等は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。)第 23 条、第 24 条第 2 項および第 3 項、第 29 条、第 30 条、第 31 条ならびに第 32 条に規定する届書 資格取得・異動・喪失届(第 1 号様式または第 1 号様式の 2)

(2) 省令第 25 条第 1 項および第 2 項に規定する届書 住所地特例適用・変更・終了届(第 2 号様式)

(3) 省令第 26 条第 2 項に規定する申請書 被保険者証交付申請書(第 3 号様式)

(4) 省令第 27 条第 1 項に規定する申請書 被保険者証再交付申請書(第 4 号様式)

(5) 省令第 28 条第 2 項の検認もしくは更新のために被保険者証を提出し、または省令第 25 条第 1 項、第 29 条、第 30 条、第 31 条もしくは第 32 条に規定する届出に関し当該届出に係る被保険者証を添えたために被保険者証を所持しない間の当該被保険者の被保険者資格を証明するための証明書 資格者証(第 5 号様式)

(平 17 規則 90・一部改正)

第 10 条 削除

(平 17 規則 144)

#### 第 5 章 要介護認定・要支援認定

(調査員証明書)

第 11 条 法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号および法第 28 条第 5 項(第 29 条第 2 項前段、第 30 条第 2 項前段、第 31 条第 2 項前段、第 33 条第 4 項前段、第 33 条の 2 第 2 項前段、第 33 条の 3 第 2 項前段および第 34 条第 2 項前段において準用する場合を含む。)の規定による委託に係る調査を行う介護支援専門員は、調査員としての身分を証明する書類を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(平 18 規則 80・平 20 規則 45・一部改正)

(要介護認定および要支援認定に係る申請書等)

第 12 条 要介護認定および要支援認定に係るつぎの各号に掲げる申請書等は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 省令第 35 条第 1 項本文の規定による要介護認定申請、省令第 40 条第 1 項の規定による要介護更新認定申請、省令第 42 条第 1 項の規定による要介護状態区分変更認定申請、省令第 49 条第 1 項本文の規定による要支援認定申請および省令第 54 条第 1 項の規定による要支援更新認定申請および省令第 55 条の 2 第 1 項の規定による要支援状態区分変更認定申請に係る申請書 介護保険要介護認定・要支援認定申請書(第 6 号様式)

- (2) 省令第 59 条第 1 項に規定する指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービスまたは地域密着型介護予防サービスの種類の変更の申請に係る申請書 サービス種類変更申請書(第 7 号様式)
- (3) 前 2 号の規定による申請を取り下げる場合の届書 要介護(更新)認定・要支援(更新)認定・要介護状態区分変更・サービス種類変更申請取下届(第 8 号様式)
- (4) 法第 31 条第 1 項前段および第 34 条第 1 項前段に規定する認定取消しを求める場合の届出書 要介護認定・要支援認定取消届(第 8 号様式の 2)
- (5) 法第 27 条第 3 項ただし書(第 28 条第 4 項前段、第 29 条第 2 項前段、第 30 条第 2 項前段、第 31 条第 2 項前段および第 32 条第 2 項(第 33 条第 4 項前段、第 33 条の 2 第 2 項前段、第 33 条の 3 第 2 項前段および第 34 条第 2 項前段において準用する場合を含む。))において準用する場合ならびに省令第 59 条第 3 項後段においてその例によることとされる場合を含む。))に規定する診断を受けるべきことを命ずる場合の命令書 診断命令書(第 9 号様式)
- (6) 法第 27 条第 7 項前段(第 28 条第 4 項前段および第 29 条第 2 項前段において準用する場合を含む。))および第 9 項(第 28 条第 4 項前段および第 29 条第 2 項前段において準用する場合を含む。)、第 32 条第 6 項前段(第 33 条第 4 項前段および第 33 条の 2 第 2 項前段において準用する場合を含む。))および第 8 項(第 33 条第 4 項前段および第 33 条の 2 第 2 項前段において準用する場合を含む。))ならびに第 35 条第 2 項後段および第 4 項後段の規定による通知書 要介護認定・要支援認定等決定通知書(第 10 号様式)
- (7) 省令第 44 条第 1 項、省令第 55 条の 4 第 1 項および省令第 58 条第 1 項に規定する場合における通知書 要介護状態区分・要支援状態区分変更通知書(第 10 号様式の 2)
- (8) 法第 27 条第 10 項(第 28 条第 4 項前段、第 29 条第 2 項前段、第 32 条第 9 項(第 33 条第 4 項前段および第 33 条の 2 第 2 項前段において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))の規定による通知書 要介護認定・要支援認定等却下通知書(第 11 号様式)
- (9) 省令第 47 条第 1 項および省令第 56 条第 1 項に規定する場合における通知書 要介護認定・要支援認定取消通知書(第 12 号様式)
- (10) 法第 27 条第 11 項ただし書(第 28 条第 4 項前段、第 29 条第 2 項前段および第 32 条第 9 項(第 33 条第 4 項前段および第 33 条の 2 第 2 項前段において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))の規定による通知書 要介護認定・要支援認定等延期通知書(第 13 号様式)
- (11) 法第 37 条第 5 項の規定による通知書 サービスの種類指定変更決定通知書(第 14 号様式)
- (12) 法第 36 条の要介護認定または要支援認定に係る事項を証明する書面 受給資格証明書(第 15 号様式)  
(平 18 規則 80・平 20 規則 45・一部改正)

## 第 6 章 保険給付

(保険給付に関する申請書等)

第 13 条 保険給付に係るつぎの各号に掲げる申請書等は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 省令第 77 条第 1 項の届書 居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書(第 16 号様式)
- (2) 省令第 95 条の 2 第 1 項の届書 介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書(第 16 号様式の 2)
- (3) 省令第 65 条の 4 第 2 号および省令第 85 条の 2 第 2 号の規定による届書 (介護予防)小規模多機能型居宅介護に係る居宅(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書(第 16 号様式の 3)
- (4) 法第 41 条第 1 項本文の居宅介護サービス費、法第 46 条第 1 項の居宅介護サービス計画費、法第 48 条第 1 項本文の施設介護サービス費、法第 53 条第 1 項本文の介護予防

- サービス費または法第 58 条第 1 項の介護予防サービス計画費の支給を受けようとする場合の申請書 居宅介護(介護予防)サービス費等支給申請書(第 17 号様式)
- (5) 法第 42 条第 1 項の特例居宅介護サービス費、法第 47 条第 1 項の特例居宅介護サービス計画費、法第 49 条第 1 項の特例施設介護サービス費、法第 54 条第 1 項の特例介護予防サービス費または法第 59 条第 1 項の特例介護予防サービス計画費の支給を受けようとする場合の申請書 特例サービス費等支給申請書(第 18 号様式)
- (6) 省令第 71 条第 1 項および第 90 条第 1 項の申請書 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(第 19 号様式)
- (7) 省令第 75 条第 1 項および第 94 条第 1 項の事前申請書 居宅介護(介護予防)住宅改修費事前承認申請書(第 20 号様式)
- (8) 省令第 75 条第 1 項および第 94 条第 1 項の事後申請書 居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(第 20 号様式の 2)
- (9) 省令第 83 条の 4 第 1 項および第 97 条の 2 第 1 項の申請書 介護保険高額介護(介護予防)サービス費支給申請書および口座振替依頼書(第 21 号様式)
- (10) 省令第 83 条の 6 第 1 項の申請、省令第 97 条の 4 前段で準用する第 83 条の 6 第 1 項の申請、省令第 172 条の 2 前段で準用する第 83 条の 6 第 1 項の申請および介護保険法施行法(平成 9 年法律第 124 号。以下「施行法」という。)第 13 条第 1 項に規定する旧措置入所者(以下「旧措置入所者」という。)に係る同条第 3 項の施設介護サービス費について、100 分の 90 を超え 100 分の 100 以下の範囲内の割合の給付(以下「旧措置入所者に係る給付の割合の特例」という。)を受けようとする場合の申請に係る申請書 介護保険負担限度額・旧措置入所者(利用者負担額減額・免除・特定負担限度額)認定申請書(第 22 号様式)
- (11) 省令第 83 条の 6 第 1 項(第 97 条の 4 前段および第 172 条の 2 前段で準用する場合を含む。)の申請および旧措置入所者に係る給付の割合の特例を受けようとする場合の申請に係る申告書 介護保険利用者負担段階に関する申告書(第 22 号様式の 2)
- (12) 省令第 83 条の 6 第 7 項(第 97 条の 4 前段および第 172 条の 2 前段で準用する場合を含む。)の申請および旧措置入所者に係る給付の割合の特例の認定証を再交付する場合の申請に係る申請書 介護保険負担限度額・旧措置入所者(利用者負担額減額・免除・特定負担限度額)認定証再交付申請書(第 23 号様式)
- (13) 省令第 83 条の 8 第 2 項(第 97 条の 4 前段および第 172 条の 2 前段で準用する場合を含む。)の申請に係る申請書 介護保険特例負担限度額・特定負担限度額(旧措置入所者)認定申請書(第 24 号様式)
- (14) 法第 50 条または第 60 条の規定により居宅介護サービス費等または介護予防サービス費等の給付の割合の特例を求める場合の申請書 利用者負担額減額・免除申請書(第 25 号様式)
- (15) 省令第 83 条の 5 第 4 号に規定する要件に該当する者に係る特例減額措置を求める場合の申告書 預貯金等および資産申告書(第 26 号様式)
- (16) 省令第 83 条の 6 第 4 項(第 97 条の 4 前段で準用する場合を含む。)により交付する場合の認定証 介護保険負担限度額認定証(第 27 号様式)
- (17) 省令第 172 条の 2 前段で準用する第 83 条の 6 第 4 項により交付する場合の認定証 介護保険特定負担限度額認定証(第 27 号様式の 2)
- (18) 旧措置入所者に係る給付の割合の特例を認める場合の認定証 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証(第 27 号様式の 3)
- (19) 法第 50 条または第 60 条の規定により居宅介護サービス費等または介護予防サービス費等の給付の割合の特例を認める場合の認定証 利用者負担額減額・免除認定証(第 27 号様式の 4)

- (20) 省令第 83 条の 6 第 1 項(第 97 条の 4 前段および第 172 条の 2 前段で準用する場合を含む。)の申請に対する決定に係る通知書 介護保険負担限度額、利用負担額減額・免除認定決定通知書(第 28 号様式)
- (21) 省令第 83 条の 8 第 2 項(第 97 条の 4 前段および第 172 条の 2 前段で準用する場合を含む。)の申請に対する決定に係る通知書 介護保険特定入所者介護(介護予防)サービス費支給(不支給)決定通知書(第 29 号様式)
- (22) 法第 50 条または第 60 条の規定による居宅介護サービス費等または介護予防サービス費等の給付の割合の特例の申請および旧措置入所者に係る給付の割合の特例の申請に対する決定に係る通知書 利用者負担額等減額・免除決定通知書(第 30 号様式)
- (23) 申請に基づき法第 40 条各号(第 11 号から第 13 号までを除く。)に掲げる介護給付または法第 52 条各号(第 9 号から第 11 号までを除く。)に掲げる予防給付の支給または不支給を決定した場合の通知書 介護給付費等支給(不支給)決定通知書(第 31 号様式)
- (24) 法第 51 条第 1 項の高額介護サービス費または法第 61 条第 1 項の高額介護予防サービス費の支給または不支給を決定した場合の通知書 介護保険高額介護(介護予防)サービス費決定通知書(第 32 号様式)

(平 17 規則 144・平 18 規則 80・平 18 規則 93・平 19 規則 1・平 19 規則 117・平 20 規則 45・一部改正)

(給付制限)

第 14 条 給付制限に係るつぎの各号に掲げる通知書等は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第 66 条第 1 項もしくは第 2 項の規定により支払方法変更の記載を行う場合、法第 67 条第 1 項もしくは第 2 項の規定により保険給付の全部または一部の支払を一時差し止める場合または法第 68 条第 1 項の規定により保険給付の支払方法変更および保険給付の全部もしくは一部の支払を差し止める場合にあらかじめ送付する通知書 給付制限処分予告通知書(第 34 号様式)
- (2) 法第 66 条第 1 項もしくは第 2 項の規定により支払方法変更の記載を行う場合、法第 68 条第 1 項の規定により保険給付の支払方法変更および保険給付の全部もしくは一部の支払を差し止める場合または法第 69 条第 1 項の規定により介護給付等の額の減額を行い、ならびに高額介護サービス費および高額介護予防サービス費の支給を行わない場合の通知書 給付制限処分決定通知書(第 35 号様式)
- (3) 法第 67 条第 1 項または第 2 項の規定により保険給付の全部または一部の支払を一時差し止める場合 支払一時差止通知書(第 36 号様式)
- (4) 法第 67 条第 3 項に規定する保険給付から滞納保険料額を控除する場合の通知書 滞納保険料控除通知書(第 37 号様式)
- (5) 法第 69 条第 1 項の規定により介護給付等の額の減額を行い、ならびに高額介護サービス費および高額介護予防サービス費の支給を行わない旨の通知を受けた要介護被保険者等が当該給付額減額等の記載の消除を求める場合の申請書 給付額減額免除申請書(第 38 号様式)
- (6) 省令第 102 条の支払方法変更の記載の消除を求める場合の申請書 支払方法変更終了申請書(第 39 号様式)  
(平 18 規則 80・一部改正)

## 第 7 章 保険料

(保険料通知書等の様式)

第 15 条 保険料に係るつぎの各号に掲げる通知書等は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第 15 条の規定による保険料の額の通知書 納入通知書(第 40 号様式)
- (2) 前号の保険料の額を納付するための書類 納付書(第 41 号様式)
- (3) 法第 136 条第 1 項の規定による通知書 特別徴収開始通知書(第 41 号様式の 2)

(平 19 規則 1・一部改正)

(保険料の徴収猶予に係る申請書等の様式)

第 16 条 保険料の徴収猶予に係るつぎの各号に掲げる申請書等は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第 18 条第 2 項の申請書 徴収猶予申請書(第 42 号様式)
- (2) 徴収猶予申請に対する処分を決定した場合における申請者に対する通知書 徴収猶予(承認・不承認)決定通知書(第 43 号様式)
- (3) 条例第 18 条第 2 項の申請書に添付する書類

ア 徴収猶予調書(第 44 号様式)

イ 収入・無収入申告書(第 45 号様式)

(保険料の減免に係る申請書等の様式)

第 17 条 保険料の減免に係るつぎの各号に掲げる申請書等は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第 19 条第 2 項の申請書 保険料減免申請書(第 46 号様式)
- (2) 保険料減免申請に対する処分を決定した場合における申請者に対する通知書 保険料減免(承認・不承認・変更・解除)決定通知書(第 47 号様式)
- (3) 条例第 19 条第 2 項の申請書に添付する書類

ア 保険料減免調書(第 48 号様式)

イ 収入・無収入申告書(第 45 号様式)

(過誤納に係る保険料の還付通知書等の様式)

第 18 条 保険料の還付に係るつぎの各号に掲げる通知書等は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 被保険者または納付義務者の過誤納に係る保険料を還付する場合の当該被保険者または納付義務者に対する還付通知書 過誤納金還付通知書(第 49 号様式)
- (2) 過誤納に係る保険料の還付および口座振込に係る請求書兼依頼書 過誤納金還付請求書兼口座振込依頼書(第 50 号様式)
- (3) 過誤納に係る保険料を未納に係る保険料に充当する場合の通知書 過誤納金充当通知書(第 51 号様式)

(保険料の督促状等の様式)

第 19 条 保険料に係るつぎの各号に掲げる督促状等は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 保険料を納付書により納付している者に対する督促状 督促状(第 52 号様式)
- (2) 保険料を口座振替により納付している者に対する督促状 督促状兼納付書(第 53 号様式)

- (3) 前 2 号の規定による督促を受けた者であってなお保険料を滞納しているものに対する通知書 催告書兼納付書(第 54 号様式)

(令第 39 条第 1 項に規定する区分が明らかでない第 1 号被保険者の保険料率)

第 20 条 区長は、第 1 号被保険者について、当該第 1 号被保険者の該当する令第 39 条第 1 項に規定する区分(以下「区分」という。)が明らかでないときは、当該第 1 号被保険者の保険料率は、同項第 3 号に該当する者として算定する。この場合において、区長は、条例第 20 条に規定する申告書または介護保険料等に関する簡易申告書(第 54 号様式の 2)の提出等により、当該第 1 号被保険者の該当する区分が明らかとなったときは、当該第 1 号被保険者の保険料について、速やかに必要な更正の手続をとらなければならない。

(平 18 規則 80・一部改正)

(徴収職員証)

第 21 条 保険料の徴収および滞納処分に従事する職員は、その身分を証明する介護保険料徴収職員証(第 55 号様式)を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

## 第 8 章 委任

第 22 条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

### 付 則

- 1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
  - 2 練馬区介護認定審査会の委員の定数等を定める条例施行規則(平成 11 年 10 月練馬区規則第 88 号)は、廃止する。
  - 3 条例付則第 2 条第 1 項に規定する保険料の減額(以下「生計困難世帯減額」という。)を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、生計困難世帯に対する介護保険料減額申請書(付則第 1 号様式)に、収入および預貯金申告書(付則第 2 号様式)を添付して、区長に提出しなければならない。
  - 4 区長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、減額の可否について保険料減額(承認・不承認・変更・解除)決定通知書(付則第 3 号様式)により、申請者に通知する。
  - 5 前 2 項に規定するもののほか、生計困難世帯減額について必要な事項は、別に定める。
- 付則第 1 号様式(付則第 3 項関係)  
(平 20 規則 45・一部改正)